

## 特定非営利活動法人 郵趣振興協会 表彰規則

特定非営利活動法人 郵趣振興協会 表彰規則について次のとおりに定める。

### (目的)

第1条 本規則は、郵趣の普及・振興への顕著な貢献を行った者に対して、表彰を行うことにより、その功績を称え、もって当協会の目的達成に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号に掲げる個人、法人又は団体とする。

- (1) 郵趣振興に顕著な業績を挙げた者
- (2) 表彰対象者数は、毎年3名以下とする。

### (名称及び授与内容)

第3条 表彰の名称は「郵趣振興大賞」とし、表彰状及び副賞（記念品）を授与する。

### (副賞)

第4条 前条の授与に要する費用は、当協会の会計より支出する。

2 原則として、表彰対象者1名あたり20,000円以内を基準とする。

3 副賞内容は理事会で決定する。

### (選考及び決定)

第5条 対象者の選定は、各事業年度1回、理事、会員からの推薦に基づき、郵趣振興大賞選考委員会（以下「委員会」という。）が行い、複数の候補者を決定し理事会に報告した上で、その中から理事会が決定を行う。

2 対象者の推薦は、全ての会員に向けて告知した上で、文書もしくは電子メールで受け付ける。

### (選考委員)

第6条 委員会は、当協会の理事1名以上を含む5以内名の選考委員により構成する。

2 選考委員は、東京での対面打合せ（1回ないし2回）に参加できる方を、理事会が委託する。

3 選考委員には、当協会の定めるボランティア報酬1回分を支払う。

(表彰の方法)

第7条 対象者に対する表彰は、原則として当協会主催の行事において行う。

(表彰式への出席)

第8条 対象者は、下記の例外等に該当すると理事会が判断した場合を除き、東京開催の表彰式に参加することが期待される。それ以外の理由で欠席する場合は表彰を取り消す場合がある。

(1) 海外など遠隔地に居住しており、表彰会場への来場が困難な場合

(2) 健康状態などの理由により、近隣に居住していても、表彰会場への来場が困難な場合

附則 1 本規則は、2025年10月21日から施行する。